

保護者の皆様

学校法人そだちの園 坂の上幼稚園

幼児教育・保育の無償化について

保護者の皆さま、いつも様々なご協力をありがとうございます。昨年2019年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始されました。この無償化については、お住いの自治体が主導する形となります。つきましては、お住いの市区町村ごとに、制度設計が異なります。国や都で共通の部分が多いのですが、自治体ごとに異なる部分がございますので、ご注意ください。まずは制度の概要として、補助金の種類と内容をご説明します。

補助金の種類と内容

- ① 施設等利用給付
満3歳児から就学まで、施設等利用費として月額25,700円を上限として、保育料と入園料の支払額が給付されます。なお入園料については、実際に支払を行なった年度内における上限金額までとなります。これまで給付されていなかった幼稚園就園奨励費は廃止されます。
- ② 施設等利用給付（預かり保育）
預かり保育の補助として、「新2号認定」を受けられたお子様は、預かり保育を実際に利用した日1日あたり450円（上限11,300円）が加算されます。「新2号認定」とは、就労・求職・病気・怪我・就学・介護・災害復旧などにより、保育が必要とされることの認定になります。新2号認定は、お住いの自治体が認定する形になります。詳しい認定基準等は、各自治体にご確認ください。なお、幼稚園の預かり保育以外の保育サービスは、給付の対象となりません。また、新2号認定ではなく、新1号認定となる方もこれまで通り預かり保育をご利用いただくことができます。その場合の費用は、ご家庭のご負担となります。認定について、詳しくは、本ページの下部にある表をご確認ください。
- ③ 東京都保護者負担軽減補助金
都の補助金として、所得や子どもの人数に応じて1,800円～6,200円が加算されます。この補助金は原則、保育料のみが対象となりますが、世帯年収に応じて園則で定められている雑費を補助金の上限まで支給されます。園則に記載されている費目については、次ページの表の下部をご確認ください。
- ④ 市の上乗せ補助金
自治体により補助金額が異なります。また、補助の対象も、入園料と保育料のみとする自治体や、目的は特に定めていない自治体など、自治体により異なります。詳しくは、次ページの表をご確認ください。
- ⑤ 副食費助成
給食の食材費の中で、副食費（おかずにあたる部分。坂の上幼稚園では225円を適用）を助成するものです。対象は、世帯年収360万円未満相当の世帯と、所得にかかわらず第3子以降に、上限4,500円が助成されます。多子の算定基準は小学校第3学年終了前までとなります。

	新1号	新2号
認定要件	満3歳以上就学前の子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した（年少児4月1日以降）就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども ※就労、就学、求職、病気、怪我、介護、災害復旧など
①施設等利用給付		25,700円
②施設等利用給付 預かり保育	なし	利用実績1日あたり450円 （上限11,300円/月）
③東京都保護者 負担軽減補助金	世帯年収に応じて異なる	
④市の上乗せ補助金	自治体に応じて異なる	
⑥ 給食費（副食費）	世帯年収360万円相当未満、または第三子の場合のみ上限4,500円まで支給	

支給方法

保育料や補助金の支給方法は大きく2つあります。ひとつ目は、法定代理受領として、園がご家庭の代理として費用を受領する形です。この場合、自治体からの給付金額と、幼稚園からの請求金額の差額のみ、ご家庭に請求させていただきます。二つ目は、償還払いです。これまでの就園奨励費補助金と同様に、一度、園に全額をお納めいただき、定期的に自治体からキャッシュバック方式で給付される形となります。お住いの市ごとに異なりますので、次ページの表をご参照ください。

補助金	自治体	国分寺市	小平市	小金井市	府中市
① 施設等利用給付 付保育料	支給金額	25,700円			
	支給方法	法定代理受領	償還払い	法定代理受領	法定代理受領
② 施設等利用給付 付預かり保育	支給金額	450円×日数(上限11,300円)			
	支給方法	半年毎の償還払い	半年毎の償還払い	半年毎の償還払い	3ヶ月毎の償還払い
③ 東京都 保護者負担 軽減補助金	支給金額	下記以外 1,800円 第一子 世帯年収270万円相当未満 3,200円 生活保護世帯 6,200円 第二子 世帯年収270万円相当未満 6,200円 生活保護世帯 6,200円 第三子 世帯年収730万円相当未満 5,000円 世帯年収680万円相当未満 5,600円 世帯年収360万円未満または生活保護世帯 6,200円			
	対象経費	保育料のみ。但し、非課税世帯、生活保護世帯、第三子で世帯年収730万円相当以下の世帯は園則で定められている経費（入園料や選抜料を除く）を補助金の上限まで支給			
	支給方法	法定代理受領	償還払い	法定代理受領	償還払い
	支給金額	3,200円	3,500円	5,200円	4,500円
④ 市の上乗せ 補助金	対象経費	保育料、冷暖房費、施設管理維持費、教育充実費、保健衛生費を上限金額まで支給（12で割って100円未満切り捨て）	入園料、保育料のみ 上限金額まで支給	園則で定められているものは上限金額まで支給（バス、制服、選考料、父母会費、行事費は対象外）	園則で定められているものは上限金額まで支給（バス、制服、選考料、父母会費、行事費は対象外）
	支給方法	法定代理受領	償還払い	法定代理受領	償還払い
⑤ 給食費 (補足給付 事業)	支給金額	世帯年収360万円相当未満または第三子の場合のみ、副食費を上限4,500円まで支給			
	支給方法	年度末の償還払い	償還払い	年度末の償還払い	償還払い
問い合わせ窓口	担当部署	子ども子育てサービス課入園相談担当	保育課幼稚園・認可外保育施設担当	保育課保育係	保育課支援課認定給付係
	電話番号	042-325-0111 (内線383)	042-346-9645	042-387-9846	042-335-4172

坂の上幼稚園の園則で定めるもの：入園料¥80,000（年中4月以降の途中入園の場合、経過月数x2,000円を減免。また、3

人目のお子さまは20,000円、4人目40,000円、5人目以降全額免除）選抜料¥5,000

上記内容は、2020年4月30日までに坂の上幼稚園が各自治体に確認したもののため、今後の変更や内容の正誤につきましては

は責任を負いかねますことをご了承ください。